

## 2019年度 共同研究プロジェクト助成事業募集要項

### 1. 趣旨

本事業は、研究面での国際・国内競争力の向上を目的として、所属組織・専門領域の枠を超えたプロジェクト型の共同研究を実施するために要する経費の助成を行うものである。

### 2. 募集内容

#### (1) 助成対象

本学の教員を代表者とする研究グループを構成し、特定の研究課題に関する共同研究を実施するためのプロジェクトであること。構成員は国外、学内外の研究者・グループいずれの組み合わせでも可能とする。

また、プロジェクトの進行に伴い研究分担者を変更する場合は、書面により報告するものとする。

#### (2) 助成額および採用予定件数

1件当たりの1年度の助成金額は200万円を、国際共同研究プロジェクトにあっては300万円を上限とする。採用予定数は全体で3件程度とする。

なお、予算及び科研費の申請・採択状況等を鑑みて、助成額を調整する場合がある。

※助成額が不足する場合は、不足分を他の経費から支出することは構わない。

#### (3) 助成の対象となる経費

国内旅費：本学教員の共同研究実施及び成果発表のための国内旅費

外国旅費：本学教員の共同研究目的地までの外国旅費（航空運賃、滞在費）

招へい旅費：国外の共同研究者を本学に招へいするための旅費（航空運賃、滞在費）※1回当たり50万円の範囲内とする。

その他経費：共同研究実施のために直接必要な経費（消耗品費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、諸謝金等）。

ただし、備品を学外（国外は除く）の研究分担者が所属する機関において使用する場合は、相手先機関との協議が必要となる。

※本学会計諸規程に基づき執行することになるので、所属部局の担当係と相談の上、記載すること。

#### (4) 助成対象期間

助成対象期間は、最長3年度とする。複数年度に亘る申請を可とするが、毎年度の成果報告、予算及び科研費の申請・採択状況等に基づき、次年度の助成の継続、助成金額等について審査を行う。

#### (5) 申請資格

プロジェクトの研究代表者は本学の専任教員とする。

平成32年度の科学研究費助成事業をはじめとする、外部資金の助成申請を行うこと。

#### (6) 重複申請

本助成と「重点領域研究助成」の研究代表者としての重複申請はできない。  
 ただし、本助成に研究分担者として申請している者は、「重点領域研究助成」の研究代表者または研究分担者として申請できる。  
 その他助成事業及びサバティカル制度の申請と当該助成事業との重複申請は可能とする。

### 3. 申請手続き等

#### (1) 申請書類

申請書（所定様式1）

#### (2) 提出期限

2019年5月10日（金）

#### (3) 提出先

所属部局	提出先（担当係）
教育学系	教育学部企画係
経済学系、DS学系、DS教育研究センター	経済・DS学部共通事務部企画係
保健管理センター	学生支援課学生支援係

#### (4) 交付決定

2019年5月末（予定）

### 4. 審査

#### (1) 審査方法

理事（総務・企画担当）、理事（教育・学術担当）、3学系長及び必要に応じ学長が指名する教員で構成する審査委員会において審査を行う

#### (2) 審査基準

以下の各項目について評価した上で総合評価する

##### ①研究目的・研究の必要性

- 本研究の必要性・意義
- 研究の学術的背景と研究の着想が適切に述べられているか。
- 本研究で何をどこまで明らかにしようとするのか
- 本研究に関連するこれまでの研究成果
- 当該研究分野において学術的な貢献が期待できるか。また、社会に与える貢献を幅広く期待できる研究であるか。

##### ②研究実施計画・方法

- 研究目的を達成するために十分考慮された研究計画と研究方法であるか。
- 研究経費執行計画は妥当であるか。

##### ③実施するにあたっての準備状況について

- これまでの研究活動の実績から、研究課題を遂行する能力があると判断できるか。

##### ④今後の展開及び研究成果の発信方法

- 本研究助成を契機とする研究活動の今後の展開・方向性に関する計画を有

- しているか。
- 競争的資金等の外部資金の獲得につながる活動であるか。
  - 研究成果の発信方法を計画しているか。
  - 国際共同研究プロジェクトの場合、国際共著論文の執筆等につながる活動であるか。

#### 5. 報告書の提出

1月末日までに「学長裁量経費実施結果報告書（事業報告書）」及び3月中旬までに「共同研究プロジェクト助成成果報告書（兼 助成継続・助成金額審査書）」を作成し、研究推進課あて提出すること。

また、必要に応じ研究推進機構研究プロジェクト推進部門において口頭による報告を求める場合がある。